

別添 2

○ 総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の二(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分がないものは、これを加える。

名　　出　　巡			名　　出　　巡		
検査項目	具体的な検査の方法等	検査の成績	検査項目	具体的な検査の方法等	検査の成績
1 周波数	<p>1 原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>2 無線設備を無変調の状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。<u>ただし、無線設備を無変調の状態で動作させたときの搬送波の周波数の測定が困難なものについては、無線設備を運用状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。</u></p> <p>3 単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあっては、変調周波数 1,500Hz の正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。</p> <p>4 周波数偏位の変調方式の無線設備にあっては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。</p>	許容偏差を超えるときは、「不可」とする。	1 周波数	<p>1 原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>2 無線設備を無変調の状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。</p> <p>3 単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあっては、変調周波数 1,500Hz の正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。</p> <p>4 周波数偏位の変調方式の無線設備にあっては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。</p>	許容偏差を超えるときは、「不可」とする。
[2～11 略]	[略]	[略]	[2～11 同左]	[同左]	[同左]
[注 1～3 略] [三 略] [第 2・第 3 略]			[注 1～3 同左] [三 同左] [第 2・第 3 同左]		

附 則

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。